

2025年10月1日

被保険者の皆様へ

千葉トヨタ健康保険組合

19歳以上23歳未満の被扶養者認定要件について

令和7年度税制改正において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策等の観点から19歳以上23歳未満の親族を扶養する場合における特定扶養控除の見直し等が行われました。

これを踏まえ、健康保険の被扶養者認定における年間収入要件の一部が改正されることとなりました。

被扶養者認定における年間収入要件

対象者 : 19歳以上23歳未満（配偶者を除く）

年間収入 : 130万円未満 ⇒ **150万円未満**

適用開始日 : 令和7年10月1日以降の届出分より

※令和7年10月1日以降の届出で、令和7年10月1日より前に遡って認定する場合は
130万円未満が適用となります。（新要件は遡及適用されません）

留意事項

- ・年齢要件（19歳以上23歳未満）の判定は、扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で行います。（年齢は民法上、誕生日の前日に加算されるため、誕生日が1月1日の方は12月31日において年齢が加算されることにご留意ください。）
- ・認定要件に「学生であること」は含まれません。あくまで年齢に基づき判定します。
- ・収入要件以外についての変更はなく、従来通りの認定要件が適用されます。
- ・年間収入は今後1年間の収入見込みから判定します。